

Title	天皇行幸制の展開
Sub Title	The Imperial System and Local Administration
Author	笠原, 英彦(Kasahara, Hidehiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.1 (1994. 1) ,p.1- 24
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940128-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940128-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 天皇行幸制の展開

笠原英彦

- 一、はじめに
- 二、行幸の類型と変遷
- 三、行幸と地方官
- 四、行幸と地方視察
- 五、結びにかえて

## 一、はじめに

古代以来、天皇の行幸は折りにふれて挙行されてきた。行幸の目的は、その時代の政治的社会的背景によって様々に設定された。それだけに、その歴史的意義は多様であり、京外行幸、狩猟行幸、朝覲行幸など各種の類型を生み出してきた。<sup>1)</sup>

本稿では、このうち行幸のもつ政治的機能の側面、より具体的に表現すれば、国家の地方統治のための政策手段としての側面を中心に検討する。長い日本の歴史上にあって、行幸がかかる目的から頻繁に敢行された時期は意外に限

定されうるように思われる。古代国家の形成期にあたる九世紀初頭まで、明治国家の形成過程、そして戦後日本の復興、発展期がそれである。この三つの時期に共通するのは、いずれも中央集権的国家の形成期であり、国家としての統合機能が政治的に強く要請された時代であった。これらの時期、日本は対外的にも国内的にも政治的危機に直面し、外圧に伴う国際化を余儀なくされた。律令制化(中国化)、近代化(西欧化)、民主化と国家目標を異にしながらも、国家を挙げて中央集権制の確立が模索されたのであった。<sup>(2)</sup>

こうした国家体制の構築にあたっては、戦後を除き、天皇の統治権が政治的かつ法的に設定され、天皇の政治的機能が強く求められた。行幸は、かかる中央集権的秩序を生成する上に重要な天皇の統治行為であり、一つの有力な国家統合のための政策手段であったと考えられる。

明治国家にあつては、天皇に統治権を認める観念として「国体」があり、周知の如く、これをめぐる議論は「国体論」と総称されてきた。「国体」は、古く中国古典にみえる「国家形態」、あるいは「国家の対面」といった語義から、有名な『延喜式』<sup>(3)</sup>神祇八、祝詞式にみえる出雲「國体」視察における「国状」といった日本古来の意義もあるが、近くは近世水戸学の系譜上に形成された尊皇論にもみてとれる。幕末から維新にかけて「国体論」が「王政復古」に現実化する過程は、長尾龍一氏の論に明快であり、福沢諭吉の指摘にかかる如く、頼山陽の『日本外史』<sup>(4)</sup>が一つの思想的拠り所となっている。それと同時に、平田派の「国体論」が玉松操、岩倉具視を通じて政体構想に反映した点も見落すわけにはゆかない。「漸進主義ヲ失ハサル事」とした岩倉の欽定憲法論にみえる論理が、早くに「公論」に基づく大政官制構築に投影してゆくことは拙著においても若干論じたところであるが、松本三之介氏によれば「天皇制秩序に自己を融化」する過程と理解することができよう。<sup>(5)</sup>

かかる公論主義が一種の権力集中のための政策的意図に発することは、侍補グループらの天皇親政論が鮮明に喝破したところであり、「国体論」自体はいささか時を経て、その後憲法論争の中で、国家法人説を排斥した上杉慎吉等

の天皇観に受け継がれてゆく。こうした論点は、近時吉田博司氏の研究により深化されたが、その天皇観は、「天皇が政治法律上の主権者であるばかりか、信仰道徳を含む精神上の主権者である」という指摘に集約されよう。<sup>(6)</sup>

こうした「国体論」は、明治政府により多様な政策手段に具体化されていった。臣民教育や神道の国教化をはじめ、あらゆる機会をとらえて政権の正統性の確立がめざされたのである。なかでも、行幸は有力な政策手段であったと言えよう。

冒頭に述べた如く、行幸は時代により様々にその目的が設定されたのみならず、朝野の受けとめ方もまた区々であった。昭和九年十一月のいわゆる群馬誤導事件などは、時代の産物というにはあまりに過酷な事例であったと言える。<sup>(7)</sup>戦後の天皇行幸は、昭和二十一年一月の「人間宣言」を受けて、翌二月の神奈川県への巡幸を皮切りに順次挙行された。戦後の行幸については、坂本孝治郎氏のすぐれた研究がある。<sup>(8)</sup>

本稿では、以上のように、実に多様な性格をもつ行幸の歴史的展開を追いながら、とりわけ、明治国家の形成期における行幸の政治的意義について、中央―地方関係の視点から考察を加えることとしたい。

- (1) 拙稿「古代行幸の政治的機能」、『法学研究』第六六卷第六号等参照。
- (2) 拙著『明治国家と官僚制』(平成三年、芦書房、大津透「律令国家支配構造の研究」(平成五年、岩波書店、早川庄八「日本古代官僚制の研究」(昭和六十一年、岩波書店)、青木和夫「日本律令国家論攷」(平成四年、岩波書店)、『日本の社会史』第三卷、権威と支配、(平成元年、岩波書店)。
- (3) 『校訂・延喜式』上巻、(平成四年、臨川書店)、二四七頁、虎尾俊哉『延喜式』(平成元年、吉川弘文館)。
- (4) 長尾龍一『日本国家思想史研究』(昭和五十八年、創文社)、二四頁以下。
- (5) 松本三之介『天皇制国家と政治思想』(昭和五十五年、未来社)、前掲拙著を参照。
- (6) 吉田博司『近代日本の政治精神』(平成五年、芦書房)、二九頁。
- (7) 『内務省史』第三卷、第四章。
- (8) 坂本孝治郎『象徴天皇制へのパフォーマンス』(平成元年、山川出版社)。

## 二、行幸の種類と変遷

明治年間を通じて、九七回の行幸が挙行された。古代以来の行幸の歴史を通覧しても、それはきわめて多い数字を示している<sup>(1)</sup>。しかし、このなかには、いわゆる即日還幸が三七回含まれており、一般に地方巡幸といわれるものは六〇回を数える。これを時系列的に概観してみると、年間二、三回が通例となるが、明治十年代の中葉ないし後半は際だって多いことに気づくであろう<sup>(2)</sup>。

突出して多いこの時期は、いわゆる六大巡幸の後半にあたっている<sup>(3)</sup>。当該期には、国会開設の詔が發布され、明治十四年の政変が発生した。政府首脳は立憲制導入への準備を進め、一方在野でも、自由党、立憲改進黨が成立し、同十七年には加波山事件、秩父事件等激化事件が発生して、政治は中央、地方を問わず激動の時代を迎えた<sup>(4)</sup>。

この時期、とくに注目すべきは、地方制度が急速に確立されたことである。明治十一年成立のいわゆる三新法、郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則は、自由民権運動の高揚や農民の騷擾といった地方社会の混乱を踏まえて、地方の伝統や実情に合うべく、町村の自治体化、府県会の設置、地方税の整理による財源の確保をめざした統一的な地方制度である<sup>(5)</sup>。かかる制度はまもなく地方民会や府県会での抵抗を惹起し、政府は漸次改正を余儀なくされたのである<sup>(6)</sup>。そのため、地方官会議や数度の巡察使の派遣によって情報の収集に努め、地方制度の再構築が試みられた<sup>(7)</sup>。天皇行幸も、こうした地方政策推進の一環として捉えることが可能ではなからうか<sup>(8)</sup>。

明治年代の行幸を内容面から検討してみると、維新当初は天皇による地方民情視察が主目的であった。そのピークが上述の六大巡幸と言うことになろう。近畿、中国、九州地方への巡幸（明治五年）、東北、北海道地方への巡幸（明治九年）、北陸、東海地方への巡幸（明治十一年）、中央道方面巡幸（明治十三年）、東北、北海道地方への巡幸（明治十四年）、山陽道地方への巡幸（明治十八年）の六度の行幸は、他にくらべその期間が一月ないし二月と長いのが特徴で

ある。しかし、明治二十年代以降になると、行幸の回数は減少傾向を示すとともに、行幸の目的も陸・海軍演習天覧や神宮・御陵への参拝が中心となる。<sup>(9)</sup>

もっとも、明治初期の段階にはより様々な行幸の類型が観察される。諸省行幸や臣下邸行幸がそれである。諸省行幸については、明治四年八月末、天皇自らが臨時に諸省行幸を仰出されたのである。そこで政府は、奉迎、奉送の礼や御座の敷設等の必要から、外務省を中心に各省間での協議を進めた。その結果、取り纏められた概要は次の如くである。<sup>(10)</sup>

臨幸の際は御輔以下奏任官門外に奉迎して蹲踞拜礼し、御輔前導し他は随従す、但し着服は尋常の服にて然るべし、玄関式臺より假玉座に至る間には簗道白布を敷設す、假玉座に着御の後、勅任官以上は次の間に進み、奏任官は更に其の次の間に進みて拜礼す、但し各省室房の位置等に由り適宜の処置を執るべし、拜礼畢れば勅奏任官等復席し各々事務を執ること平常の如くす、執務天覧の際は諸員平伏して敬礼を行ひ、畢りて元の如く事務を執るものとす

右のうち、「着服は尋常の服にて然るべし」、あるいは「拜礼畢れば勅奏任官等復席し各々事務を執ること平常の如くす」といった配慮は、他の行幸にもみられる負担軽減措置の一つである。行幸が恩恵ではなく、負担のみ与えては本来の意義を失するとの配慮であろう。かかる整備の状況は、『太政類典』第二編第五十五巻に明瞭である。<sup>(11)</sup>

こうした諸省行幸は、明治四年九月以降翌五年にかけて頻繁に行われた。四年七月から八月にかけての廃藩置県、太政官職制改定といった一連の大改革が一段落した時期をねらっての挙行とみられる。<sup>(12)</sup> 臨時諸省行幸の最初は、明治四年九月三日の兵部省への行幸であり、天皇は諸寮司の執務を巡覧後、兵部大輔、同少輔の山県有朋、川村純義を延遠館に召して、「汝等積年苦勞シ以テ今日ニ至ル所謂実力ナル者全ク汝等服役スルニ在リ朕甚々之ヲ嘉トス……(中略)……衆心一致シ励精尽力セヨ」との勅語を下賜した。同月十二日には、神祇省および外務省へ、つづく十五日には大蔵省に行幸した。大蔵省では、大久保大蔵卿に対し人口や租税の額につき垂問した。<sup>(14)</sup>

また、翌五年三月十三日には文部省に行幸し、『太政官日誌』同日条によれば、執務巡覽の後、同省御雇い外国人、ミルラル、ホフマン、シモンズ等三名に対し文部卿を通じ、生徒教育尽力の旨勅語が下賜された。かかる一連の諸省への巡幸については、『太政類典』<sup>(15)</sup>のほか、天皇側近に陪侍した吉井友実、正親町三条(嵯峨)実愛らの日記類に詳しい。<sup>(16)</sup>吉井は、薩摩藩出身で、岩倉、大久保らとともに幕末、王政復古を推進し、維新後は参与、弾正少弼、民部少輔等を歴任し、まもなく宮中に入って天皇の信任を得た。嵯峨実愛は、藤原北家閑院流三条公氏を始祖とする王政復古派の公家で、九条閑白排斥運動や卿列参建言など政治的活動にも手を染めた経歴をもつ。維新後は、刑法官知事、教部卿等を経て、麝香間出任となった。吉井には『三峰日記』があり、実愛には『嵯峨実愛日記』がある。いずれも明治天皇の動静を多く伝え、行幸にもふれるところ少なくない。

もう一つの行幸の種類、臣下邸行幸は、古代以来の先例がある。<sup>(17)</sup>目的は、国事への功績を慰労しようとするものである。近代における初見は、明治九年四月十四日の木戸孝允邸への行幸である。<sup>(18)</sup>この日、天皇は午後染井村の木戸別邸に赴き、木戸以下大久保、伊藤、山県ら参議の奉迎を受けた。木戸に対し、勅語が下賜され、一同に御陪食が仰せつけられた。同月十九日には、同様に裏霞ヶ関三年町の大久保邸への親臨がなされた。<sup>(19)</sup>大久保自ら「ためしなき君か行幸をわか園のまつ梢にかけてうれしき」と詠じたことで知られるこの行幸に際しては、有栖川宮、三条太政大臣、岩倉右大臣のほか、木戸、大隈、寺島、伊藤、大木らの参議が同席し、海軍楽隊楽が奏でられるなか、天酌が下賜され、陪食が仰せつけられたのであった。こうした臨御には、明治九年という不穏な政情に対し、政府首脳が結束してあたる意味合いが込められていた可能性が高いであろう。<sup>(20)</sup>

以上にみたように、行幸の種類は多様であるが、やはりその中核をなすのは、先述の地方巡幸であろう。その出発点となったのは、明治五年五月の陸軍省提出にかかる全国要地巡幸の建議にほかならない。『明治天皇紀』によれば、建議は行幸の目的を「聖明の四海に君臨するや、蓋し内は以て全国の形勢・民情を察し、外は以て萬國の対峙する所

以を知り、群僚百官をして各々其の職務を奉ぜしめ、而して天下を富岳の安きに置き、更に皇威を海外に輝かすにあらぬのみ<sup>(21)</sup>と断じている。「行幸録」、「随幸私記」あるいは「海軍省報告書」等を典拠とする上記の要旨は、行幸先として、「沿海」のほか、大坂、兵庫、下関、長崎、鹿児島、函館、新潟等の内地雑居の地、その他要衝の地が考慮されている。しかし、当時政府内部でも、財政上の理由から巨額の経費を要す地方行幸に消極的な意見もあつたようである。そこで、建議は、船艦費を海軍省定額中から、随行諸費を陸軍省、ないしは宮内省定額中から支出することを提唱し、民衆への負担を極力軽減するため、(一) 行在所等施設の修繕不要、(二) 鹵簿拜観は民衆の任意、(三) 交通遮断の禁止、(四) 平常営業、(五) 献上物の停止、(六) 道路改修の不要、(七) 御料馬二頭に限定、の諸点を掲げている。

国立公文書館所蔵『公文録』壬申御巡幸雜録<sup>(22)</sup>に、「御軍艦ニテ御巡幸ノ公布」、「同上ノ儀大藏陸海軍三省へ御達」、「供奉官員乗艦中規則大藏省へ達」、「費用該省定額金ニテ仕拂ノ儀等大藏省伺」等に見られる如く、この年政府はとり急ぎ巡幸の実施に備えたのであつた。

こうした建議は、廃藩置県後の動搖を鎮静化するため、聖上の地方政情視察を企図したものであり、同月二十三日より七月十二日に及ぶ、近畿、中国、九州方面巡幸により実施に移された。御巡幸につき沿道府庁に次の如き達が出された。<sup>(23)</sup>

- 一、供奉ノ人員ハ、勅任以上従者一人奏任以下従僕無之合計ノ人員従者ヲ除キ、六十六名ト相心得ベキ事。
- 一、御上陸ノ節供奉人員見計ヒ、端船用意致スベキコト。
- 一、諸官御用宿ノ外旅人休泊苦シカラザルコト。
- 一、御用宿取計ヒノ儀ハナルベク懸隔セズ、供奉ノ駅通寮官員ト商議スベキコト。
- 一、諸官員旅宿随方ノ儀、土地相当ノ価ヲ以テ相給シ候、平常官員旅行ニ殊ナラザル儀ト相心得ベキコト。



海路千八百里にわたる行幸は、先にふれた六大巡幸の先驅をなすものであって、その後の地方行幸の原型を形づくったと言える。古代日本の行幸にもみられる如く、行幸の行程や従駕形態は経験的に構築されるものである。<sup>(24)</sup> 大行幸と律令の規定する行幸との折衷から出発し、延喜式に体系化された古代の行幸は、かかる経験的側面を如実に物語っている。その何よりの証拠として、かかる行幸にあっては、行く先々で道程を臨機応変に変更している。同行幸の八日目、京都に到着した一行は、早くも大坂以西の航路を変更し、大坂より直ちに下関に向い、丸亀、神戸への上陸を帰路とする修正に踏み切ったのは、顕著な事例と言えよう。<sup>(25)</sup>

明治五年の行幸では、燕尾服を身に纏った西郷以下陸軍省、宮内省幹部ら七十余人が随行した。海路は川村らの尽力で、御艦龍驤を用い、陸路は独自の鹵簿が編成された。鳥羽港到着後、山田までの陸路にみられる鹵簿が最初の事例となった。このとき、まず地方官たる度會県権参事、下山尚以下県の諸官が奉迎し、地方官前駆により鹵簿が構成された。鹵簿を沿道で出迎えた民衆は、「服御の舊制に異なると鹵簿の簡易なるとに驚かざるはな」<sup>(26)</sup> かったと伝えられている。先の建議が、ここでは忠実に励行されたものと言えよう。

行幸は、大坂、京都で地方官らに謁を賜い、高齢者等への賑恤を施した。京都における巡幸への対応には、他と異なる一面を有していた。中山忠能をはじめ華族中には行幸に対し終始消極論があり、<sup>(27)</sup> 逆に旧都の民衆は感涙に咽びながら天顔を拝したのであった。当時『京都新聞』は、巡幸の模様を次のように報じている。<sup>(28)</sup>

朝第五字大坂御発、淀川筋御船ニテタ四字伏水御着船、前日來大雨衆庶競テ路ヲ修シナガラ、陪從泥ヲ衝ノ難アラソコトヲ苦慮セシニ朝來満天晴ヲ放チ、風意殊ニ柔、皆天意ノ助アリト喜ビアヘリ、京都府知参事ナラビニ此度ノ事務取扱ノ諸官員一同奉迎奉送ス、御小休所ハ南濱町福井與左衛門ノ宅ニ設ケタリ。……（中略）……沿道ノ人民奮其御儀仗ノ簡易ニシテ齊整ナルヲ奉観スルノミナラズ、面、龍顔ヲ拝シ奉ル欣然感泣セザル者ナシ。

天皇は、徳大寺宮内卿を通じて華族一同に対し、時勢の動向に鑑みて陋習を去り、実業を修めるよう勅語を宣した。<sup>(29)</sup>

また、地方庁への巡覧も挙行した。京都府庁では、長谷信篤知事、榎村正直参事の奉迎を受け、執務を視察、府職員に酒肴料を下賜した。

この後、一行は下関、長崎、熊本を経て、鹿児島入りした。周知の如く、同年の行幸の主目的がこの地にあったことは論をまたない。西郷を筆頭とし、川村や吉井が計画、先導した巡幸の目的が、新政府への批判を日増しに強めていた島津久光の慰撫にあったことは疑いないであろう。<sup>(30)</sup>しかし、久光が同月二十八日、行在所において「至尊御学問之事」以下十四箇条にわたる意見書を提出したことは、西郷らを困惑させずにはおかなかった。<sup>(31)</sup>とりわけ、副書にみえる如く、国運の衰退がつかまるどころ西郷、大久保らの大政参与に帰着するとの奏言は、「西国之人心余程帰向」<sup>(32)</sup>との行幸の成果とは裏腹に、政府首脳には大きな痛手であったにちがいない。<sup>(33)</sup>

同行幸には、終盤もう一つの波瀾が生じた。東京への還幸の際、熱海上陸後、宮ノ下に立ち寄る予定であったが、近衛局内紛の報に接し、西郷の意向で陸軍少輔西郷従道、陸軍大佐野津鎮雄を急遽帰京させることとなった。<sup>(34)</sup>よって、同地への行幸は中止となった。

明治五年初夏の行幸は、地方巡幸の先例を形成したという意味で重要であるが、特に行幸に対して地方庁が如何に対応したかが注目される場所である。そもそも、行幸は政治的要請のもとに断行されるものであり、同年の行幸が薩摩にある久光に照準を合わせていたことはすでにふれたが、同時に地方行政への挺入れという補完的側面も見逃すわけにはゆかない。また一方、地方官の側にも行幸への政治的需要があり、「引請手続」<sup>(35)</sup>等を政府と交換して、入念な準備を進めていた如くである。

従って、行幸のもつ機能を考究する上では、同制度を中央―地方関係の脈絡に位置づけてみる視点が必要とされるであろう。まず、中央政府の地方への配慮を検討するべく、次節以下では、明治十一年の北陸、東海地方巡幸を先駆的事例として考察を進めてゆくことにしたい。

- (1) 明治期の地方巡幸を体系的に検討した先駆的業績に、田中彰『近代天皇制への道程』第四章（昭和五十四年、吉川弘文館）がある。同氏は、天皇の地方巡幸の意義を、政治支配のシンボル、地方支配の問題、地方名望家の問題、軍隊の問題といった視点より分析し、天皇巡幸は「近代天皇制の国家的プロパガンダだった」と結論づけられている。
- (2) 『内務省史』第三巻、「地方行幸一覧」、尾佐竹猛『明治行幸年表』、『明治文化全集』皇室篇、田中前掲論文等参照。比較的行幸回数が多いのは、明治元年、六年、十四年、十五年、十七年、二十四年、三十三年ということになる。回数のみを時系列で見れば、十年代後半が顕著に多いことがわかる。
- (3) 天皇の出行に伴って、ゆく先々で万民は徳沢を蒙り、幸をもたらすとの考えから古く行幸の名称が用いられてきた。その類型は実に多様であり、目的や機能も区々であるが、ここでは日本の中央集権化を推進する重要な政策手段の一つであるとの認識から、地方巡幸を中心に考察を進める。かかる視点については、すでに拙稿「古代行幸の政治的機能」、『法学研究』第六卷第六号でも関説したところである。
- (4) 従来、同期の政治過程の研究は、体制研究が運動研究に分極する傾向が見られたが、近年これを架橋するすぐれた業績が発表されるに至っている。本稿では、行幸を広く同期の政治過程に位置づける必要から、主として以下の文献を参照した。升味準之輔『日本政党史論』第一巻、第二巻（昭和四十一、二年、東京大学出版会）、坂野潤治・宮地正人『日本近代史における転換期の研究』（昭和六十年、山川出版社）、亀掛川浩『明治地方自治制の成立過程』（昭和三十年、東京市政調査会）、御厨貴『明治国家形成と地方経営』（昭和五十五年、東京大学出版会）、山中永之佑『日本近代国家の形成と官僚制』（昭和五十二年、弘文社）、寺崎修『明治自由党の研究』（昭和五十六年、慶應通信）、近代日本研究会編『幕末・維新の日本』（昭和五十六年、山川出版社）、原口清『日本近代国家の形成』（昭和四十四年、岩波書店）、梅溪昇『明治前期政治史の研究』（昭和五十三年、未来社）、佐々木克『志士と官僚』（昭和五十九年、ミネルヴァ書房）、遠山茂樹『明治維新と天皇』（平成三年、岩波書店）、田中彰『明治維新と天皇制』（平成四年、吉川弘文館）、安丸良夫『近代天皇像の形成』（平成四年、岩波書店）等。
- (5) 山中前掲書、同『近代日本の地方制度と名望家』（平成二年、弘文社）、大島太郎『日本地方行政史序説』（昭和四十三年、未来社）、大島美津子『明治のむら』（昭和五十三年、教育社）、有泉貞夫『明治政治史の基礎過程』（昭和五十五年、吉川弘文館）等参照。
- (6) 国立公文書館所蔵『公文録』明治十三年四月所載、内務省上申書では、伊藤内務卿より岩倉右大臣宛に、三新法は「上下ノ権限ヲナスモノアリ其他節目ノ間遺漏ノ欠ヲ補フヘキ者猶多シ今之ヲ改正防範セスンハ終ニ乖離ノ階ヲ成サンコトヲ恐ルル依テ地方ノ実況ヲ観察シ其修正加除スヘキ者ヲ採録シ謹テ条陳ス」る旨が表明されている。この他、『梧陰文庫』にも、「増補議

按、「改正議按」等の改定関係文書がみられる。

(7) 『地方官會議傍聴録・第二号』（明治十三年二月、弘令社）によると、例えば、明治十一年第十八号布告・第五条改正案をめぐっては、熊野県令から「始メ第五條ニ凡ソ地方稅ヲ以テ施行スベキ事件云々トアルヲ削リテ本案ノ如ク改正セラレテハ大ニ府縣官ノ權限ヲ狭クスルモノナリ」等の反対意見が百出して、地方官會議はかなり紛糾した。

(8) 行幸の史的形成をめぐっては、前掲拙稿「古代行幸の政治的機能」参照。また、地方巡幸の目的について考察する場合、太政官と宮内省、宮廷官僚等の間に必ずしも見解の一致がみられないことに注意すべきである。かかる点については、明治十一年八月の北陸東海地方巡幸の是非をめぐる政府内の議論が参考になる。同年五月の大久保暗殺、そして同年八月の竹橋暴動が行幸延期論を浮上させた。太政官では、岩倉が延期論で三条が決行論、宮中では、元田、吉井が延期論で佐々木、土方が決行論と、意見は二分した。ここでは明確に、天皇巡幸が地方の民情安定を目的とするものであるのか否かが問われたと言わべきであろう（拙著『明治国家と官僚制』、一二八頁以下）。

(9) 「地方行幸と内務省（座談会）」（『内務省史』第三卷）で、宮内次官、侍従長を歴任し、行幸主務官をも勤めた経験をもつ大金益次郎は、「宮内省の一部の者の意見でしたが、お出かけになると、なかなか地方に迷惑をかけることが多いだろうというので、大演習といっしょに地方をご視察になるだけになったのでしょうか。」と回顧している。明治十四年以降、大演習への行幸が恒例化することは、宮内庁「行幸表」からも明らかである。

(10) 『明治天皇紀』第三、五三五頁。

(11) 『太政類典』、『公文録』前掲条参照。

(12) 明治四年八月、廃藩置県に伴い断行された太政官職制改定は、「天皇庶政ヲ課分シ百揆ヲ統敘」し、「専ラ其部事ヲ総判スル全權ヲ有ス」各省卿が、自主的政策運営と人事権行使を保証され、中央集権化を推進する具体的機構が始動したことを意味するものと考えられる（拙著『明治国家と官僚制』参照）。よって、天皇の万機総判を分掌する官吏の意識高揚をねらっての行幸とみなすことができよう。改定とそれに伴う人事構成については、『頭要職務補任録』、『太政官日誌』第五卷等を参照。総じて薩長土肥の均衡人事の観が強い。

(13) 『太政官日誌』第五卷、『明治天皇紀』第二卷、五三六頁―五三七頁。

(14) 大蔵省に先立ち、同月十二日、二十余人が供奉して神祇、外務両省へ行幸し、執務を巡覧した（同右書、五三八頁―五三九頁）。

(15) 『太政類典』中、行幸、行啓の項、『公文録』第二、壬申御巡幸雜録等から、供奉官員等の関係規則および定額金等の具体

的状况を把握することができる。

- (16) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『吉井友実文書』、宮内庁書陵部所蔵『三峰日記』、『峨嵋実愛日記』三卷(日本史籍協会参照)。

(17) 日本古代にあつては、聖武朝の頃から臣下第への行幸がみられるようになる(前掲拙稿参照)。

(18) 〔(21) 』明治天皇紀』第二卷、五九〇頁―五九一頁、六七四頁―六七五頁および『太政官日誌』第二卷参照。

(22) 』公文録』第二、壬申御巡幸雜録。

(23) 明治五年五月付『新聞雜誌』四六号。

(24) 』太政類典』中、行幸、行啓一。

(25) 明治五年六月十二日付『東京日日新聞』。

(26) 〔(27) 』明治天皇紀』第二卷、六九一頁以下。

(28) 〔(29) 』明治五年六月付『京都新聞』三〇号。

(30) 大久保利謙『明治維新の政治過程』(昭和六十年、吉川弘文館)、二三九頁。

(31) 〔(33) 』明治五年八月十二日付大久保利通宛西郷隆盛書簡、『大久保利通文書』四。

(34) 毛利敏彦『明治六年の政変』(昭和五十三年、有斐閣)、拙著『明治国家と官僚制』参照。

(35) 明治六年六月二十七日付『東京日日新聞』等参照。

### 三、行幸と地方官

地方巡幸には、中央集権化を推進し、地方制度を側面より補完する機能が認められる。従つて、行幸が中央、地方双方の政治的需要の上に成立しているとの視点を設定してみる必要がある。こうした視点から、まず行幸の準備段階における中央政府と地方庁との相互関係を検討してみたい。その際、政府が地方官に対し発布した、いわゆる地方官心得書が重要な手掛かりとならう。

地方官心得書については、これまで明治十三年の「御巡幸ニ付沿道地方官心得書」が、その先駆的事例として広く紹介されてきた。同年の六十三条にわたる心得書について、田中彰氏は、「これには道筋の修補・行在所の選定・供奉官員の宿所・天機奉伺社・天覽に供すべき件々・巡幸費用等の詳細を規定し、とりわけ、巡幸は地方の民情視察が趣旨だから、虚飾にわたらないこと、人民が困窮して迷惑にならないようにと冒頭にうたっている。これはその後の地方官心得の基本になったようだ<sup>(1)</sup>」と述べられている。「内務省史」も同年の地方官心得書を全文掲載し、その先駆性を強調している。<sup>(2)</sup>

しかし、地方官心得書は、すでに明治十一年の北陸・東海地方巡幸の際に発布されている。内容も、後述の通り、十三年の場合とほぼ同様であり、これをもってさらに先駆とすべきであろう。

明治十一年『公文録』巡幸雜記第一所載の原文は次の通りである。<sup>(3)</sup>その先駆性に鑑み、冗長を厭わず条文を紹介しておきたい。

御巡幸ニ付沿道地方官心得書

一 御巡幸ノ儀ハ親シク地方民情ヲ可被知食御趣意ニ付百般ノ事務形容虚飾ニ亘リ一體ノ

聖旨ニ不乖戾様厚ク致注意人民ノ困苦迷惑ニ不相成様取計候儀肝要ニ候事

一 道路橋梁等不得止分或ハ之ヲ新造シ或ハ修補ヲ加フル等ノコアルモ素ヨリ官費ニ可屬トニ付 御先發内務宮内兩省官員實地點檢協議ノ上着手致シ決シテ人民ノ難儀不相成様可致事

但シ道路修繕等ノ爲メ二十里二十里ノ外ヨリ人夫ヲ要シ候等ノ儀モ有之哉ニ相聞候得共右等ノ邊尤注意可致事

一行在所ノ儀ハ内務宮内兩省官員出張可及協議候得共只々御差支不相成儀ヲ大旨ト致シ可申其土地ニ依リ候テハ何様被爲忍候儀モ可被爲在ニ付是亦注意可致事

但大臣以下供奉官員旅宿ノ儀ハ殊更ニ修補ヲ加フルニ不及候事

一 供奉官員泊宿ノ節夜具其外需用ノ物品ハ可成丈有合品相用ヒ可申事

- 一 御馬車舎御馬并供奉官員ノ馬繫場所ハ御休泊トモニ御先發内務宮内兩省官員協議ノ上著手致スヘキ事
- 一 御休泊場所及供奉官員宿割其他一切ノ手續等巨細ノ儀ハ御先發内務宮内兩省官員ト協議可取計事
- 一 御休泊ノ外午前午後一二回ツ、御小憩ノ御場所ハ實地ニ就テ御先發内務宮内兩省官員ト協議シテ用意可致尤里程等ノ都合ニ依リ御野立ニテモ不苦事
- 一 御休泊行在所ニ可充家屋見立粗繪圖面調整 方位并疊數等記入御先發宮内省官員ヘ可差出事
  - 但シ別段修繕ヲ加フルニ不及且社寺等見立不苦事
- 一 御泊驛ニ於テ 行在所ヨリ凡ソ十丁内外ヲ隔候場所ヘ非常 御立退所見立置クヘキ事
- 一 御膳部一式御椅子テールフルハ都テ御持越ノ筈ニ付別段用意ニ不及尤御浴室并御廁ノ儀ハ御先發宮内省官員ヘ商議便宜可取計事
- 一 御泊行在所ヘ供奉ノ官省詰所取設ク椅子凡ソ十箇テールフル十脚尺前後ノ品程用意可致置事
- 一 奥羽御巡幸以來各地學校生徒奉送迎等ノ儀往々有之其爲メ衣服ヲ揃ヘ或ハ帽履ヲ新調シ後日其父兄ノ迷惑ニ歸シ候趣兼テ相聞候義モ有之畢竟是等ハ虚節甚シキモノニ付假令奉送迎致シ候共平常所持ノ衣服ヲ用ヒ候様可致右等ノ邊ハ其教官區戸長等ヘ兼テ厚ク致諭達心得違無之様能々注意可致事
- 一 沿道ノ川々渡船橋梁ノ分ハ格別修繕ヲ加フルニ不及 御通行差支可相成分ニ限り實地見計 御先發内務省官員ヘ協議ノ上差支無之様可取計事
- 一 諸猷上物一切不相成事
- 一 御通輩宿驛或ハ 御休泊ノ地ニ於テ國旗提灯等ヲ掲ケ人民各自ノ祝意ヲ表シ候義ハ禁止ニ不及事
- 一 供奉官員ハ勿論人夫等ニ至迄我意ヲ唱ヘ旅宿其外ノ者迷惑致サセ候義ハ無之筈ニ候得共若シ右様ノ者有之候ハ、無忌憚可申出旨兼テ區戸長等ヘ告示シ置可申事
- 一 御行列拜見勝手タルヘク且往來人差止ルニ及ハス庶民營業平日ノ通可相心得事
- 一 佛像墳墓或ハ不淨所等掩蔽ニ不及事
- 一 前條大體ノ御趣意ヲ奉體シ總テ虚飾ニ流レス無益ノ失費無之様可致ハ勿論其レカ爲メ別段民費賦課候様ノ義有之候テハ以ノ外ノ儀ニ付厚ク注意區戸長等ヘ精々告諭可致置事
- 一 管内 御通行ノ節ハ地方長官騎馬ニテ供奉可致事

一同上ノ節ハ警部二人騎馬ニテ 御先導可致事

一縣廳所在ノ地御泊ノ節ハ左ニ記列シタルモノ爲伺 天機行在所へ參上可致事

地方奏任以上官員

各廳ヨリ該地在勤若シクハ出張ノ奏任已上官員

有位者

大社宮司

六級以上教導職

維新前後王事ニ勤勞シ賞典ニ預リシ者

右何レモ禮服着用ノ事

一行在所へ地方判任官一名相詰可申事

一御巡幸先 行在所御門出入ノ節在地方官員并區、戶、長、其他、總、テ、該、縣、廳、鑑、札、ヲ、以、テ、通、行、可、致、事

一御休泊 御小休トモ其宿驛ニ於テ別紙圖面ノ建札兼而拵置 行在所前へ可相立事

一孝子義僕節婦並篤行奇特ノ者及ヒ忠臣烈士ノ墳墓事蹟等兼テ取調置可申事

一管内人民年齡八十年以上ノ者名前取調置可申事

一學校ノ數生徒ノ人員寄附金ノ總高取調置可申事

一左ノ件々取調置縣廳へ 臨御ノ節可供

天覽事

孝子義僕節婦其他篤行奇特者等是マテ賞譽施行濟ノ者共行狀並賞與ノ次第

警察署分署及巡查ノ員數

勸業ノ方法

牧畜ノケ所及牧畜ノ數

敷地並目今開墾ノケ所

該地著名ノ物産



管内地圖並一覽表

- 一 縣廳へ 臨御ノ節縣治ノ事情等親シク言上可致事
- 一 沿道各縣ニ於テ 御巡幸ニ付テノ諸入費ハ悉皆各縣豫備金ヲ以テ操換仕拂置追テ精算ノ上 御巡幸御用掛へ可申出事
- 一 行在所建札ハ其家主へ被下候事
- 一 行在所家作向修繕及 御浴室御廁等後ト處分ノ儀ハ供奉御巡幸御用掛へ可伺出事
- 一 御馬車舎及供奉官員馬繫其他物置等新規建設ノ分及買上諸器物ノ類ハ 通御濟ノ上悉皆入札拂代金取調御巡幸御用掛へ可申出事

同巡幸雜記には、この草案も収録されている。双方を比較してみると、字句の修正のほか、重要な修正加筆は、行在所の通行規定の一点のみである。条文に傍点を加えた「区戸長其他総テ」のくだりである。<sup>(4)</sup> 同書は、政府が沿道にあたる新潟、石川、滋賀、三重、愛知、岐阜、静岡、神奈川の各県令に宛てたもので、さらに県令が区戸長への指示を徹底すべき旨を謳っている。同年七月、いわゆる三新法が公布されていることを考え併せると、地方行政への細かい配慮がみてとれる。該巡幸が、三新法公布を受けて実施された側面を看過すべきではなからう。<sup>(5)</sup>

心得の趣旨は、十三年の場合同様、「人民ノ困苦迷惑ニ不相成様取計」ことにほぼ尽きる。「總テ虚飾ニ流レス無益ノ失費無之様」とし、とりわけ「民費賦課候様ノ義有之候テハ以ノ外」と論している。沿道の各県が巡幸に要した費用については、地方で立て替えた後、行幸御用掛が精算することになっていた。こうした中央、地方の費用分担は、その後もほぼ踏襲されたようである。明治十三年の巡幸については、前掲の田中論文が言及しているが、額面上地方の負担はけっして軽くはなかったようである。<sup>(6)</sup> 田中氏によれば、同年の巡幸で山梨県が負担した総支出額は七三六五円余とされている。<sup>(7)</sup> 『公文録付録』所載の「御巡幸費支払証書」<sup>(8)</sup>によると、太政官関係旅費は二一四六円七十銭しか計上されていない。政府高官一人当たりの旅費をみても二〇〇円から二五〇円といったところである。

地方の側でも、土木関係費を中心に、ただ費用負担を受け入れただけではない。巡幸を機に、地域の整備を図り、

同時に下位の行政機関への統制を強化しようと企図した形跡がある。巡幸には警備への配慮が欠かせないが、この点でも地方官は行幸を口実に巡査の増員を政府に上申した。<sup>(9)</sup>これに対し、内務省は、「今般巡幸ノ節為御警衛警視局巡査供奉可被仰付ニ付各地方ニ於テ該地在合ノ警部巡査ヲ以適宜取締可致儀ト相心得為夫増員等ノ義ハ不相成候<sup>(10)</sup>」と布達した。

そして、何よりも地方官にとっては、郡長あるいは区戸長、そして地域住民の眼前で、聖上の車駕を先導し、直接地方統治の実情を報告しうることは、地方での権威をいやが上にも高めることになったであろう。六大巡幸の初例となった明治五年の行幸に際し、浜田県令や山口県正権参事等がみせた態度は、伊東武重が大隈に宛てた書簡にみえる如く、この間の情景を髣髴とさせるに充分である。<sup>(11)</sup>

ここに、中央政府と地方官双方の政治的需要が確認されると同時に、地方統治策の一環としての「行幸の機能を改めて認識することができる。古代律令国家が、盛んに地方への行幸を敢行し、そのつど中央派遣の国司を動員した姿と容易に重ね合わせることができよう。

(1) 田中前掲書、二一九頁。

(2) 『内務省史』第三卷、七七八頁―七九〇頁。

(3) 『公文録』巡幸雜記第一所載。なお、同心得書には、これに続く第二号が規定された。内容は、行幸の執行に関するより具体的な規則である。参考のため、以下に条文を列挙する。

御巡幸ニ付沿道地方官心得書第貳號

- 一 御用物ヲ始メ供奉官員荷物共宿驛繼人足ヲ用ヒズ總テ通シ人足ヲ使用候事
- 一 供奉官員ノ内足痛等ニテ人力車或ハ馬駕籠等ヲ臨時要求スル時ハ驛遞局官員ヨリ其地通運會社等へ通達シ雇方取計候儀モ可有之事
- 一 前條ノ通り足痛者等多クシテ多數ノ人馬ヲ要シ候節ハ大凡人馬數ヲ見積リ右用意ヲ前以テ其地方官へ可相達事
- 一 右用意ノ人馬ハ徵集地ノ遠近ニ應シ左ノ額ヲ手當トシ繼立賃ノ外別段可下付事

一 壹里以內ヨリ徵集ノ人馬ハ

一 壹里以上二里マテノ間ヨリ右同斷

一 二里以上三里マテノ間ヨリ右同斷

一 三里以上ハ壹里ニ付

一 壹里以上ヨリノ徵集ニシテ前夜ヨリ泊リ込マセシ者ハ旅籠料トシテ

一 右人馬ハ御休泊驛間ヲ繼通シ且賃錢ハ該地通運會社ノ定額ヲ其要求人ヨリ直チニ爲仕拂可申事

一 右人馬ノ內使用者ナクシテ不用流レトナル分手當支給方ノ儀ハ御先發官員ト地方官トノ協議ニ任スヘキ事

一 前條人馬差繰リ方ニ屬スル雇夫給料及右ニ關スル諸費總テ官費支給候ニ付手數料等ノ名目ヲ以テ繼立賃錢ヲ始メ遠方ヨリ徵集手當ノ內ヲ聊タリトモ勿錢等不相成旨屹度可相違置事

一 地方官ニ於テハ右人馬用意ノ達ヲ受クレハ可成丈地元或ハ其近村ヨリ徵集シ通運會社等へ合併或ハ區戶長役場等ニ於テ其繼立所ヲ設クルモ適宜ニ相任セ候へ其場所ヲ必ス驛遞局官員へ通知可爲致事

一 御休泊驛ノ通運會社ニ於テ平常人馬ノ豫備數ヲ取調御當日其數限リ可担保云々ノ請書ヲ取置キ御先發驛遞局官員へ送付可致事

一 供奉官員ノ旅宿ハ別段家屋ノ繪圖製調ニ及ハス別紙旅宿位置取調書ニ據リ大凡ノ見込ヲ立テ該家ノ戸前へ假ニ休泊スヘキ官員ノ名札ヲ張り付置キ掛官員到着ノ上速ニ其實際點檢ノ都合相成候様處分致シ置クヘキ事

一 一旦旅宿取極メ戶主ヨリ請書差出シ候上該家ニ不得已事件相生シ(家族ノ内病者或ハ死ニ罹ル等)候節ハ該地區戶長ニ於テ速ニ他へ變換取計ヒ地方廳へ通知シ地方廳ニ於テハ其次第柄ヲ驛遞局官員へ可致通知事

一 前條ノ如キ不得己ノ外宿主ノ都合ヲ以テ私ニ他ト示談變換等致ス間數旨屹度申付置ヘキ事

一 通シ人足ノ義ハ追テ現員治定ノ上可相違ト雖モ大凡千人ノ目的トシ適宜宿割ノ都合可取計事

一 御休泊ノ驛內人家寡少等ニテ旅宿適當ノ割リ當不相成節ハ例外合併或ハ御當日非番ニ當リ候向ハ先驛へ操越シ又ハ近在へ割リ宛候義モ可有之事

一 別紙旅宿位置取調書ハ其官ニヨリ

行在所へ近キヲ主トシ全ク大体ノ順次ヲ示達スル迄ナレハ官等ノ高下人員ノ多寡及家屋ノ廣狹構造ノ美惡ニ應シ實際ノ取捨ヲ專要トシ該書ニ拘泥セス都合宜シキ様注意可致事

一 宿札ハ西ノ内紙ヲ用ヒ別段木札ヲ製調スルニ不及事

地元ニ於テ徵集同僚ト見做シ手當支給之事

人足壹疋 金五錢

人足壹疋 金七錢

馬壹疋 金拾錢五厘

馬壹疋 金貳錢五厘

人足壹人 金三錢七厘五毛

馬壹疋 金拾錢

人足壹人 金拾五錢

但勅任官ハ堅切り半枚奏任官ハ横切り四枚判任官ハ横切り六枚トス尤一軒へ合宿等ノ分ハ紙面右割合ヲ酌量シ勅奏判ヲ區別マテニシテ一紙へ連書可致事

一 御馬車舎ハ可成丈

行在所最寄りへ其他御馬并供奉官員廐假建等適宜ノ地ヲ見量ヒ置キ可申事

一 御休泊驛ニ於テハ宿主出迎ヒ等ノ手數ヲ省カン爲メ該驛入口并ニ行在所前へ左右ヲ分チ家並順序ヲ追ヒ止宿官員ト宿主ノ町姓名ヲ記シタル木札或ハ紙札ヲ掲ケサセ右ヲ目的トシ止宿家ノ見認易キ様可致事

一 宿割確定候ハ、兼テ右宿割帳ヲ製シ置會計掛リ該地へ到着スレハ直ニ可爲差出事

一 供奉ノ者ニ限り晝泊旅籠料ハ定價ヲ以別紙旅籠料授受概則ノ通御巡幸會計掛ヨリ現金仕拂候筈ニ相定候條此旨御晝泊各宿主共へ無遺漏相達置クヘキ事

但萬一別紙概則第五條但書ノ場合ニ於テハ證券引替ニ現金操替置ヘキ事

一 渡船場ハ豫メ使用ノ船ヲ定メ相當ノ賃錢取極メ御當日限り雇上ケ候等適宜ノ處分ヲ爲シ其賃錢ハ繰替置クヘシ尤該所へ官員及巡查ヲ出張セシメ乗込人員・荷物ノ揚卸シ等混雜ヲ防止セシムヘキ事

一 橋錢ノ儀モ豫メ人員荷物ノ多寡ニ應シ或ハ之ニ不拘概算ヲ以テ當日限り何程ト定メ賃錢繰替仕拂置クヘキ事

一 御巡幸會計掛リ用金ノ儀ハ沿道便宜ノ縣廳ニ於テ大藏省出納局預ケ金ノ内ヨリ可受取コアルヘシ尤該預ケ金ハ通常ノ手續ヲ以テ同局ヨリ可相達事

一 地方官送迎巡查警衛等地方本務ノ爲メニ要スル一切ノ費用ハ固ヨリ其地方廳ノ經費ニ可相立事

一 勘定仕上科目類纂等ハ總テ通常規則ニ準シ區分スヘキ事

(4) 県令、郡長、区戸長の関係等については、大島太郎『日本地方行政史序説』（昭和四十三年、未来社）、大島美津子『明治のむら』（昭和五十一年、教育社）参照。

(5) 三新法の意義については、山中前掲書、参照。

(6) (7) 山中前掲書、二三〇頁―二三二頁。

(8) 『公文録』付録、明治十三年、山梨、三重、京都「御巡幸太政官経費予算内訳明細簿」、御巡幸費支払証書。本文に引用した旅費のほか、諸雇給、一〇〇二円二銭八厘、等外別手当、三〇円、雑費、七九円五〇銭、支度料、一五九五円、運送費、一九一円六八銭五厘、郵便、二三元一六銭、電信料、四三元五八銭五厘等が、計上されたのであった。

(9) 『公文録』、明治十一年、巡幸雜記第一、「供奉警視官ニテ沿道地方警部巡查ヲ便宜指揮ノ件」。

(10) 同右、明治十一年七月九日付。同指令は、佐和正少警視が作成、内務卿伊藤博文、同輔林友幸、警視局長川路利良らの決裁を経たものであった。

(11) 『大隅重信関係文書』第一、四七四頁―四八二頁。

#### 四、行幸と地方視察

前章にみた明治十一年の行幸では、もう一つ重要な立法がなされた。鹵簿制の制定である。<sup>(1)</sup>同年八月三日、宮内省はそれまで臨時編成を常としていた行幸を公式、式外の二種に分ち、いわゆる地方巡幸および鉄道開業式、内国勸業博覧会開場式、同閉場式への行幸を第一公式、天長節飾隊式、陸海軍始、元老院開院式等を第二公式、官省行幸および諸兵演習等への親臨を式外と規定した。同時に、各々につき供奉官員の選定を行なった。<sup>(2)</sup>

一段と整備をみた同年の行幸は、八月三十日より十一月九日にかけて挙行された。すでにみたように、地方巡幸の目的の一つは、地方民情視察に名を借りた地方行政の監察にあった。文教行政の分野では、学制の施行後、各地で師範学校、小学校等の建設が推進されていた。<sup>(3)</sup>政府は、行幸に際して、その行程に天皇の師範学校視察を組み込むとともに、特命の官員を供奉せしめて、諸学校の視察を実施した。<sup>(4)</sup>

明治十一年の北陸、東海地方巡幸にあつては、小泉信吉、中上川彦次郎が学事視察の任にあつた。このときの記録は、国立国会図書館憲政資料室所蔵『岩倉具視関係文書』に「御巡幸沿道地方学事実況視察報告書」として収載されている。<sup>(5)</sup>同報告書は、明治十一年十一月二十五日、小泉、中上川両名より太政官少書記官、谷森真男宛に提出された。「学事報告首言」には、冒頭、次のような意見が開陳されている。

文部ノ学制ヲ始メ之ヲ模範トシテ編成シタル府県ノ学則ニ至ルマテ、善ハ則善ナリト雖トモ、更ニ議ス可キノ欠典ナント云フ可ラス。近日ハ實際適宜ノ教則ヲ設ルノ風、漸ク各地方ニ伝播シ、各府県各区各校トモ次第ニ其教則ヲ改メ、各皆自己ニ最モ適当

ノモノヲ求メントスルカ故ニ、民心ノ之ニ帰スルコトモ亦次第二厚カル可シト雖トモ惜ムラクハ、学則ノ大体ニ於テ未大失誤アルヲ免カレサルカ如シ。

学則のうち「大失誤」とされたのは、小学校、中学校、大学の性質および相互の関係である。政府は、各府県に対し学則を示しながらも、一応各地における自主的な教則の作成を容認していたことがわかる。しかし、小、中、大諸学校の教科内容はしだいに政府の意図からはずれ、各校の独自性を喪失していった。小泉らは、首言につづく「学事報告」の中で、石川、滋賀、京都、三重、岐阜、愛知、静岡の各府県の小、中、師範学校の整備状況を説明するとともに、次のような意見を具申した。

大中小学ヲ区別シテ、各自独立ノモノトナシ、其学問ノ程度ニヨリ深淺アレ。大中小学トモ格別ニ固有ノ性質ヲ具ヘ、小学ハ中学ノ予備ニ非ス、中学モ亦大学ノ予備ニ非スシテ、各一個全備ノ教育ヲ授ルモノトナスナリ。譬ヘハ小学ニ於テハ下等ノ農工商等カ日用欠ク可ラサル通俗ノ識芸ヲ授ケ、中学ニ於テハ中等社会ノ人民ニ必要ノ識芸ヲ授ケ、進テ大学ニ至レハ学士又ハ重職ノ官吏等最上ノ知識ヲ要スル者ノミヲ教授スルノ場所トナスコトナリ。

明治五年に頒布された学制により、中央集権的教育立国をめざした政府は、地方行政区画とは別に小学区を設置し、大学、地方官を通じて中央統制を加えた。しかし、小、中学校の運営は府県に委ね、地域の独自性にも配慮した。こうした教育政策が如何に浸透し、発展しているかを視察することもまた、巡幸に伴う重要な施策の一つであった。そして、天皇自らも各地で謁見する地方官に対し、地域教育の実況を上申せしめたのである。早くも、明治五年の地方巡幸に際して、かかる垂問がなされていた。前出の伊東武重小倉県参事は、同年六月十三日付の庶務課等宛の文書の中に、「盛ニ学校等相開憤発罷在候得共、何レモ学則等之義文部省ノ御差図相待罷在候義ニ御坐候段申上候」と聖上への上申につき書き記している。このように、学事視察は、重要な巡幸の付随事業であり、これにより、政府は地方における教育の振興状況を把握するとともに、天皇への上申を通じてさらに振興を促すねらいがあったものと考えら

れる。

このような行幸に随伴しつつ行われた地方視察は、もちろん教育の分野をはじめ地方行政各般にわたった。たとえばそれが直接車駕の順路に沿う地域でなく、やや距離を置いた地域であっても、行程の途中、特命を拝して車駕を一時はずれ、視察の途につくこともままみられたのであった。たとえば、供奉中の侍補、佐々木高行に対しては、九月十八日、「山形県人民、御巡幸渴望ノ趣ヲ以テ、該県下各区長ヨリ懇願ニ及ビ候ニ付、衷情無余儀被聞召、格別ノ思召ヲ以テ、(中略)県下巡視ノ上、見聞ノ実況具ニ奏問候様」御沙汰があった。佐々木は、同月下旬、三島通庸県令の配慮を受け、山形県下を視察した。県庁をはじめ、裁判所、製糸場、病院、役場、警察署、師範学校等を巡見し、十月六日、一行に合流した。見聞した事情を行在所にて直ちに奏聞した。同人の同日の日記には、「三島山形県令悪評甚シキニ付注意致シ候処、決シテ世評ノ如ク無之、實際ハ有志者相悦ビ候者モ有之候、畢竟急速ニ道路等開作致候ニ付、人民ヲ驚カシタリ」といった興味深い感想も書きとめられている。

以上にみたように、地方巡幸の目的は、聖上の權威をもつて政府の施策を推進せしめると同時に、地域の行政を監察して、その情報を再び次の施策に反映しようとするものであった。また、佐々木が岩倉に対して示した「人民ヲ治メ兼ネタル杯ハ、政府上ノ頗ル失策」<sup>10</sup>との認識も、新政府にとって行幸がもつもう一つの意義であったと言わねばならないであろう。

- (1) 『太政類典』第三編、第十三卷、行幸行啓一、「行幸行啓略簿竝改定二條」。
- (2) 第一公式には、皇族以下、大臣、参議、元老院、各省、開拓使長官・次官、太政官書記官、宮内卿輔が、第二公式は第一公式から元老院その他諸官庁幹部の供奉を除いた。式外には皇族方は供奉しない。服装の制も同時に規定された。
- (3) 仲新『明治初期の教育政策と地方への定着』、尾形裕康『学制実施経緯の研究』。
- (4) 『明治天皇紀』、田中前掲書。
- (5) 『岩倉具視関係文書』、明治十一年十一月、「御巡幸沿道地方学事実況視察報告書」。

(6) 「学事報告」には、石川県は「学事頗ル整頓注意ノ至レルヲ見ルニ足ル」、滋賀県は「学問ハ人民ノ自由ニ任カスト唱ヘ学校ノ沙汰モ少ナシ」、京都府は「学事ノ世話ヨリ行届ケリ着手以來年月モ久シケレバ諸事頗ル整頓セリ」、三重県は「先年暴動ノ差響モアルモノト見ヘ学事ハ成ル可キ丈ケ自然ニ任セントスルモノノ如シ」、岐阜県は「諸教則モ民情ニ適スルヲ旨トシ学事モ亦次第ニ進歩ス」、愛知県は「学事ハ未ダ格別ノ進歩ヲ見ス但シ庁下ハ以前文部省直轄ノ諸学校モアリシ土地ナレバ尚其余沢ノ在ルヲ見ル」、静岡県は「諸教則次第ニ改良シ学事次第ニ進歩ス」といった概要がみとれる。

(7) 『大隈重信関係文書』第一、四八一頁。

(8) 『保古飛呂比』八、一九八頁。

(9) 同右書、二二二頁。

(10) 同右書、一八八頁。

## 五、結びにかえて

以上にみてきたように、行幸には実に多様な類型が観察される。明治以降にあっても、官省行幸や臣下邸行幸など慰勞と恭順、さらには結束の確認とも解しうる行幸が存在し、行幸の政治的意図は一見複雑なようにみえる。しかし、行幸の行程や背景を詳細に検討してゆくと、つまるところ国家統合の一語に集約されるのではなからうか。明治五年以降、頻繁に行われるようになる地方巡幸の場合には、さらに中央集権化を促進するといった意図が込められていたように思われる。<sup>(1)</sup>

六大巡幸をとりあげながら、地方行幸の建議、従駕形態や旅程の経験的性格、行幸をめぐる中央・地方関係について考察を進めてきた。とりわけ、地方官心得書の検討からは、行幸のもつ地方行政補完の機能を析出することができたように思う。また、地方巡幸が同時に地方視察を兼ねていたことは、行幸が民情視察の名の下に地方の行政監察に怠りなかったことを示している。この時代、政府は地方官会議の開催や地方巡察使の派遣によって地方の情報収集に



余念がなかったが、行幸もまた同様の機能を果していた可能性が高い。かつて、御厨貴氏が指摘されたように、地方官の牧民官意識は意外と複雑である。中央派遣の県令は、地方の実情にふれたとき、単なる内務省の出先機関に終始するわけにはゆかなかったのである。かかる点も、地方巡幸の検討から垣間みえてくるが、詳細は別稿に譲ることとしたい。

本稿では、主として地方行幸を中央集権期の中央・地方関係の視点から考察を進めてきた。しかし、行幸には実に筆舌に尽しがたい奥行きと広がりがある。『応仁記』にみえる「西陣ノ敵内裏へ切入」後の内裏、仙洞行幸も行幸なら、「攘夷御祈請」のための文久三年の賀茂社行幸（『實麗卿記』）もまた行幸である。当面、行幸に先立つ準備段階における内務省、地方庁間の情報交換（例えば、明治九年五月の大久保東北先発<sup>2</sup>など）や、行幸途上における聖上の叡慮（佐々木侍補に示した地方格差への卓見<sup>3</sup>など）を手掛かりとしながら、さらに行幸の意義について考察を深めてゆきたいと考えている。

(1) 前掲拙稿「古代行幸の政治的機能」参照。

(2) 『大久保利通文書』第七、一三四頁以下。

(3) 『明治聖上と臣高行』（昭和四十五年、原書房）、四二七頁。